

令和2年度第7回碧南市選挙管理委員会 次第

令和2年9月1日(火)午前9時30分

碧南市役所2階 会議室2

1 協議事項

(1) 選挙人名簿定時登録について(P1、P2)

(2) 在外選挙人名簿の登録について(P3～P5)

2 報告事項

愛知県知事大村秀章解職請求の概要について(P6、P7)

3 その他

1 協議事項（1）選挙人名簿定時登録について

1 選挙人名簿登録者数 単位:人

令和2年6月1日登録者数			令和2年9月1日登録者数		
男	女	計	男	女	計
28,825	27,679	56,504	28,781	27,653	56,434
増減			-44	-26	-70

直接請求をする場合署名を必要とする選挙権を有する者の数

(1) 50分の1の数 1,129 人

条例の制定又は改廃請求、監査請求、合併協議会の設置請求

(2) 6分の1の数 9,406 人

合併協議会の設置協議について選挙人の投票に付するための請求

(3) 3分の1の数 18,812 人

議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求、主要公務員(副市長等)解職請求、教育委員会の委員の解職請求

【根拠法令】

(1) 50分の1

ア 条例の制定又は改廃の請求 地方自治法第74条第1項

イ 監査の請求 地方自治法第75条第1項

ウ 合併協議会の設置の請求 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項

(2) 6分の1

合併協議会の設置協議について選挙人の投票に付するための請求 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項

(3) 3分の1

ア 議会の解散の請求 地方自治法第76条第1項

イ 議員の解職の請求 地方自治法第80条第1項

ウ 長の解職の請求 地方自治法第81条第1項

エ 主要公務員の解職の請求 地方自治法第86条第1項

オ 教育委員会の委員の解職の請求 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項

2 在外選挙人名簿登録者数

単位:人

令和2年6月1日登録者数			抹消者		新規登録者		令和2年9月1日登録者数		
男	女	計	男	女	男	女	男	女	計
18	27	45	2	0	0	1	16	28	44

選挙人名簿登録者数増減表

今回選挙名：令和2年度9月 定時登録

前回選挙名：令和2年度6月 定時登録

投票区	前回名簿登録者				登録の移替え				死亡				抹消者数				登録者数				今回名簿登録者										
	男		女		男		女		男		女		男		女		男		女		男		女								
	計	増	計	減	計	増	計	減	計	増	計	減	計	増	計	減	計	増	計	減	計	増	計								
1	1,669	3	5	8	4	2	6	-1	3	2	3	3	6	26	20	46	29	23	52	7	6	13	21	8	29	-28	14	42	1,667	1,577	3,244
2	1,631	5	4	9	4	8	12	1	-4	-3	2	4	6	27	22	49	29	26	55	6	5	11	20	11	31	26	16	42	1,629	1,673	3,302
3	1,894	9	5	14	11	16	27	-2	-11	-13	7	6	13	17	16	33	24	22	46	4	7	11	29	17	46	33	24	57	1,901	1,788	3,689
4	1,154	5	6	11	11	8	19	-6	-2	-8	3	4	7	12	14	26	15	18	33	5	5	10	9	10	19	14	15	29	1,157	1,092	2,249
5	858	6	6	12	1	2	3	5	4	9	3	5	8	11	6	17	14	11	25	2	3	5	7	3	10	9	6	15	858	934	1,792
6	1,452	4	2	6	9	11	20	-5	-9	-14	1	5	6	23	11	34	24	16	40	3	3	6	11	13	24	14	16	30	1,438	1,423	2,861
7	1,884	8	9	17	4	4	8	4	5	9	7	5	12	20	5	25	27	10	37	5	10	15	11	14	25	16	24	40	1,877	1,879	3,756
8	1,089	3	5	8	6	5	11	-3	0	-3	3	3	6	14	6	20	17	9	26	3	4	7	27	8	35	30	12	42	1,099	1,091	2,190
9	1,935	11	18	29	10	11	21	1	7	8	8	2	10	32	22	54	40	24	64	10	11	21	22	13	35	32	24	56	1,928	1,771	3,699
10	1,536	6	7	13	3	2	5	3	5	8	5	7	12	19	17	36	24	24	48	6	6	12	12	15	27	18	21	39	1,533	1,464	2,997
11	1,562	12	12	24	4	8	12	8	4	12	4	2	6	13	12	25	17	14	31	3	4	7	11	12	23	14	16	30	1,567	1,657	3,324
12	1,889	6	9	15	7	11	18	-1	-2	-3	5	11	16	28	14	42	33	25	58	8	9	17	24	23	47	32	32	64	1,887	1,858	3,745
13	1,558	5	6	11	9	6	15	-4	0	-4	5	4	9	28	19	47	33	23	56	5	5	10	25	9	34	30	14	44	1,651	1,516	3,167
14	1,345	6	1	7	7	5	12	-1	-4	-5	7	4	11	14	9	23	21	13	34	3	4	7	13	8	21	16	12	28	1,339	1,319	2,658
15	1,491	8	9	17	7	2	9	1	7	8	3	2	5	22	12	34	25	14	39	3	7	10	10	6	16	13	13	26	1,480	1,478	2,958
16	1,562	9	10	19	4	7	11	5	3	8	10	3	13	13	14	27	23	17	40	6	3	9	14	12	26	20	15	35	1,564	1,590	3,154
17	1,585	6	7	13	10	4	14	-4	3	-1	3	7	10	38	16	54	41	23	64	6	1	7	29	14	43	35	15	50	1,675	1,342	3,017
18	1,043	7	3	10	10	12	22	-3	-9	-12	2	3	5	28	19	47	30	22	52	12	8	20	23	15	38	35	23	58	1,945	1,760	3,705
19	477	2	2	4	0	2	2	2	0	2	2	2	3	5	3	2	5	5	10	6	0	6	6	1	7	12	1	13	486	441	927
合計	28,425	121	126	247	121	126	247	0	0	0	83	83	166	388	256	644	471	339	810	103	101	204	324	212	536	427	313	740	28,781	27,652	56,434

2 報告事項 愛知県知事大村秀章解職請求の概要について

1 解職請求代表者証明書の交付申請について

- (1) 解職請求代表者証明書の交付申請日
令和2年7月31日（金）
- (2) 解職請求代表者証明書の交付申請者
37名
- (3) 解職請求代表者証明書の交付日（告示日）
令和2年8月25日（火）

2 解職請求の署名について

- (1) 署名期間
令和2年8月26日（水）から令和2年10月25日（日）まで
ただし、選挙が執行される自治体については、一定期間署名が禁止されるため、当該署名が禁止される期間を除いて62日以内が署名期間となる。
- (2) 現時点における解職請求に係る法定署名数（令和2年6月定時登録時）
865,748人

(3) 署名の要件

署名者が登録されている選挙人名簿の属する愛知県内の市区町村の署名簿に、次の事項を署名、記載及び捺印しなければならない。

ア 署名（自署）

署名者の氏名

イ 記載

署名年月日、署名者の住所及び生年月日

ウ 捺印

署名者の印章

4 今後の予定

- (1) 碧南市における署名簿の提出期限（仮提出期限）
令和2年11月4日（水）
- (2) 県内の全市町村の署名期間が終了する日の翌日から起算して10日後（本提出期限）
令和3年1月4日（月）
- (3) 碧南市における対応

ア 碧南市における署名期間終了後

(1) の期限までに解職請求代表者から署名簿の仮提出を受ける。

イ 県内の全市町村の署名期間終了後

(ア) 県内全体の署名簿に記載された署名数が法定署名数を超えていた場合

a (2) の期限までに解職請求代表者から仮提出された署名簿について本提出する旨の申出を受け、署名簿の審査を開始し、署名の有効及び無効の確認を行う。

b a の事務終了後、碧南市における署名簿の有効及び無効を決定し、その効力を証明する（a の本提出を受けた日から20日以内に行う。）ため、選挙管理委員会を開催する（1月中旬予定）。

c b の事務が終了した日の翌日から7日間、署名簿の縦覧及び異議申出の期間を設け、異議の申出がなければ署名簿を解職請求代表者に返却する。

d 県内全体の有効署名数が法定署名数を超えていた場合は、愛知県選挙管理委員会へ本請求が提出され、当該本請求受理の告示の日から60日以内に愛知県知事解職投票が行われる。県内全体の有効署名数が法定署名数を超えていない場合は、事務は終了となる。

(イ) 県内全体の署名簿に記載された署名数が法定署名数を超えていない場合署名簿を解職請求代表者に返却し、事務は終了となる。